

(H 6. 6. 30)

打合せ用資料

I 申立書で問題とされた行為

1. 卸売・搭載紙について

- (1) 新聞卸売5社は、新聞卸売5社の共同出資にかかる関空新聞販売株式会社(新会社)を通してしか取引しないとしている
⇒ 共同取引拒絶(法第2条9項一般指定1項)
- (2) 新聞5社が発行し、卸売5社が扱う新聞・雑誌のシェアは著しく高いところ、空港島において卸売5社が共同出資で新会社を設立し、新聞5社が市場を独占している新聞等の販売経路を制限した
⇒ 不当な取引制限(法第2条6項)

2. 実配について

- (1) 新聞卸売5社の上記1(1)の行為は、空港島およびりんくうタウンにおける地元組合・販売所4者の競争者であるA. P. S社を排除するもの
⇒ 一定の取引分野の制限(法第3条後段)
- (2) 新聞社の同行為は、「ガイドライン」の第2共同ボイコットの2(1)①に該当する。
- (3) 販売所4者の同行為は、「ガイドライン」第2共同ボイコットの2(1)②、法第3条後段に該当する。
- (4) 地元販売業者は、組合を結成し地元販売業者相互間の販売競争を制限し、互いに顧客を奪取することを制限している
⇒ 「ガイドライン」の第1の3「事業者団体による顧客獲得競争の制限」(法第8条1項1号)
- (5) 販売所4者の行為は、A. P. S社の新聞購読者の取引を不当に妨害するもの
⇒ 一般指定15項「不当取引妨害」

II 検討

1. 即売について

- (1) 発行本社間については、発行5社及び卸売会社との間に協定等の共同行為がない限り、A. P. S社との取引を拒絶することに違法性はないと考えられる。
- (2) 卸売会社について、
 - ① 新会社の共同設立が共同販売を目的とするものであれば、共同行為に該当する。
 - ② また同社の設立は、法第16条の届出が必要なところ、届出していないことは同条違反となる。
 - ③ 卸売会社がA. P. S社を含め全ての即売業者との取引を新会社を通じて行わせるのであれば、共同の競争制限があると認定される可能性がある。

2. 実配について

- (1) 発行本社について1(1)と同様（発行本社の販売政策の問題）。
- (2) 販売店の「店会」が、共販機能を有さないのであれば、A. P. Sとの取引を拒絶しても問題はない。

3. 搭載紙について

- (1) 発行本社は、AL向けの販売について自らの販売政策に従い、取引先を決定できるので、A. P. Sと取引をしないことに違法性はない。
- (2) 卸売会社については、1(2)③と同様に考えることができる。

III 対策

1. 共同行為の不存在を明確にする

- (1) 新会社は、目論見書の趣旨にあるように渡橋料金の節約を目的とした会社で、共同配送・集金を業務とした物流会社としての性格を明確にする。販売に関する営業、取引先との契約は各卸売会社が個別かつ自主的に行う。
この目的のため「確認書」を作成する。
- (2) 発行本社、各卸売会社は個別かつ自主的にA. P. Sとの取引を決定する。

その際の判断は、新会社が設立される以前の状況と同じ基準で行えば足りる。

- (3) 新会社が競争制限的なものでないことを明確にするため、各卸売会社は同一の条件であれば新会社以外の会社（A. P. Sを含む）と取引することが望ましい（但し、新会社を通じた共同配送に応ずる必要はない）。
- (4) (3)の場合A. P. Sが卸売分として、卸売分と同じ搭載紙分や実配分を仕入れ販売することは止められない。この対応は営業による競争によるべきである。
- (5) 公取委の調査についても、各社対応ということになるが、時間的制約を考えると審査事件とされない可能性が高いし、当面立入調査はなく、事情聴取に止まるのではないか。

（以上）